

# 国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。



## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内と申請について

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

申請を希望される場合は、在学していることを証明できる書類（学生証のコピーまたは在学期間が分かる在学

証明書原本）と年金手帳または基礎年金番号の分かる書類をお持ちになって、役場住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）までお越しください。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めにハガキ形式の学生納付特例申請書が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

【所得基準】  
128万円 + {扶養親族等 × 38万円} + 社会保険料控除等

### すでに保険料が猶予されている方の国民年金保険料学生納付特例について

学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、4月初旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくと、令和4年度の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。苫小牧年金事務所までお問い合わせください。

## 年金手帳から基礎年金番号通知書へ替わります

これまで20歳到達等で初めて年金制度へ加入する方や再交付の申請をした方等に対して年金手帳を交付していましたが、令和4年4月1日以降は、初めて年金制度へ加入する方（20歳に到達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等）に対し、年金手帳に替わり基礎年金番号通知書を交付します。

ただし、すでに年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行いません。

また、お手元にある年金手帳は、4月1日以降も「基礎年金番号を明らかにすることが出来る書類」として、引き続きご利用いただけます。

なお、年金手帳を紛失等した方で再交付を希望する方に対しても、4月1日以降は基礎年金番号通知書を交付します。この日以前に年金手帳の再交付申請書が提出されている場合であっても、交付日が4月1日以降となる場合、基礎年金番号通知書の交付となります。

## ご存知ですか？

### 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。（国民年金の任意加入は、お申し出の日からとなります。）

なお、老齢基礎年金を受け取るためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。

詳しくは役場住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）または苫小牧年金事務所にお問合せください。

令和3年度の国民年金保険料  
月額16,610円

納付は口座振替が便利です。  
また、前納すると割引があり、お得です。  
納付が難しい方は、免除申請ができます。

### 申請・相談・問い合わせ

住民課 町民生活グループ ☎26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135